

公益活動団体協働提案負担金 制度概要

制度概要

- 地域課題や社会課題の解決のため、市と協働で事業に取り組む公益活動団体に負担金を交付する事業。
- 団体だけが主体で行うものではなく、市と公益活動団体は対等な立場で意見交換して企画をつくりあげ、双方の役割を明確にして協働事業を行う。
- 外部委員会（酒田市ボランティア・公益活動推進委員会）での書類審査により採択する事業を決定。（予算成立を前提とする）
- 当年度は募集⇒審査⇒採択⇒予算要求まで。翌年度に事業実施。

負担金メニュー

団体 提案型

公益活動団体からフリーテーマで
協働事業の提案を募集

【市負担率】 5分の4 【上限額】 50万円

行政 提案型

市が提示するテーマに沿った
協働事業の提案を公益活動団体から募集

【市負担率】 10分の10 【上限額】 50万円

対象経費

事業実施に必要な次の経費が対象

講師謝金、旅費、消耗品費、印刷費、団体スタッフの人件費の一部等

※団体の恒常的な経費や運営費、協働事業に直接関係のない費用は対象外

対象事業

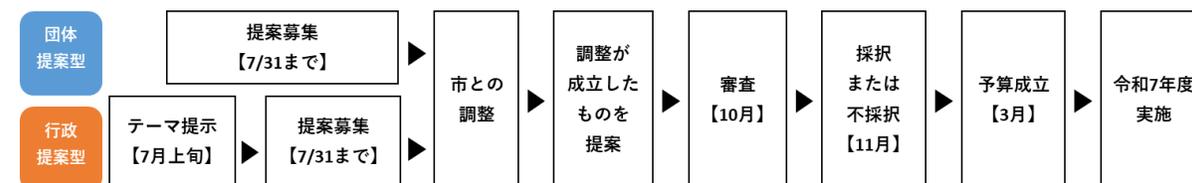
- 事業の主たる効果が市内において生じると認められるものであり、協働により地域課題や社会的な課題の解決または新たな価値の創造に寄与するものであること。
- 酒田市総合計画に掲げる政策目標等の達成のために、具体的な効果や成果が期待できるものであること
- 社会背景等を鑑み、優先的に取り組む必要性が高いものであること。
- 公益活動団体と市とがそれぞれ具体的役割を担い、協働による相乗効果が期待できるものであること。
- 先駆性、専門性、柔軟性等の公益活動団体の特性を活かし、新たな視点から実施するものであること。
- 予算の見積り等が適正であり、公益活動団体が主体的に自ら実施するものであること。

※営利目的、宗教・政治・選挙活動、国・地方公共団体等から助成を受けるもの、施設等の建及び整備を目的とするものは対象外

提案できる団体

- ボラポートさかたに登録している団体で、主に市内で活動する3人以上の団体
- 代表者及び半数以上の構成員が市内に住所を有するもの
- 計画的に公益活動を実践し、会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っているもの

スケジュール



※審査までに、審査委員や市企画・財政担当課から質問・意見を通知するので、回答書や必要に応じて提案書を修正して提出していただきます。